官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔省　令〕
○商業登記規則等の一部を改正する省令（法務三一）　一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
日本放送協会落札、司法書士名簿登録等、土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、二〇二三（令和五）年度公害防止管理者等国家試験、企業年金基金変更関係　三五
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　四一
会社その他
会社決算公告　四五

省令

○法務省令第三十一号

商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第百四十八条（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づき、商業登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月十二日

法務大臣　齋藤　健